

グローバルコンパクト10原則		取り組み	Page
人権	原則1: 企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部通報制度 ● コンプライアンス教育 ● 社員集会の定期開催 ● 人権の尊重 ● 多様性に向けた取り組み ● TEL University (人材育成の社内機関) 	P13 P13 P15 P16 P16 P17
	原則2: 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべき。		
労働	原則3: 企業は組合結成の自由と団体交渉の権利の実質的な承認を支持し、	<ul style="list-style-type: none"> ● コンプライアンス教育 ● 職場環境の改善の為のさまざまな支援 ● 日常生活と仕事の両立支援 (ワークライフバランス) ● 安全方針 ● 安全・健康における取組み ● 安全教育 ● お客様との安全確認 ● 調達方針 (公正な取引、パートナーシップ) 	P13 P16 P16 P18 P18 P18,19 P19 P21
	原則4: あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、		
	原則5: 児童労働の実効的な廃止を支持し、		
	原則6: 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。		
環境	原則7: 企業は環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境目標の進歩と成果 (製品貢献、調達・物流) ● 環境目標の進歩と成果 (事業所、環境マネジメント) ● SEMI 井上皓EHS賞 ● 調達方針 (環境優先) ● 環境方針 ● 生物多様性に対する取り組み (生物多様性の関係性マップ) ● 環境負荷低減 ● エネルギーのモニタリング ● エネルギー使用量低減達成装置と取り組み ● 装置含有化学物質の低減 ● グリーン調達 ● 温暖化防止に向けて ● 省資源に向けて (水使用量、紙使用量削減への取り組み) ● CDPディスクロージャースコア ● 廃棄物の排出量ヒリサイクル率 ● ゼロエミッション (廃棄物量2%未満) ● 化学物質の管理 ● 地域との共生 	P10 P11 P15 P21 P22 P23 P24,27 P24 P25 P26 P27 P28 P29 P29 P30 P30 P31 P32-34
	原則8: 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、		
	原則9: 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。		
腐敗防止	原則10: 企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● コーポレート・ガバナンス／内部統制 ● コンプライアンス教育 ● 調達方針 (法令・社会規範の遵守) ● 各地域での法規制への対応 	P12 P13 P21 P26